

みなさんのマイナンバーを 当健保組合でも 収集・取り扱います

平成28年1月からマイナンバー制度（社会保障・税・災害対策の3分野の行政手続き）が開始されておりますが、健保組合でも関係法令に基づき、平成29年1月からマイナンバーを取り扱います。

平成29年1月以降、当健保組合に提出する各種届出書等に被保険者や被扶養者のマイナンバーを記入していただく場合があります。



この準備として、みなさんのマイナンバーの収集が必要となります。

つきましては、平成28年12月中旬から平成29年1月初旬にかけて収集を行う予定としていますので、ご協力をお願いいたします。

■マイナンバーの収集方法

事業所を通じて被保険者・被扶養者のマイナンバーを収集します。

■今後のスケジュール

平成28年12月中旬から平成29年1月初旬

平成29年1月1日現在、当健保組合に加入している被保険者・被扶養者のマイナンバーを、事業所を通じて収集します。

平成29年1月

各種届出・申請をする場合には、書類にマイナンバーの記載が必要となります。

□マイナンバーの記載が必要となる書類

●被保険者資格取得の届出



- 被扶養者の届出
- 療養費の支給申請
- 傷病手当金の支給申請
- 出産手当金の支給申請
- 限度額適用認定申請書 など

平成29年7月

自治体・健保組合等の情報連携スタート

■マイナンバーの適切な取り扱いに関する諸規程の整備

法令に基づく諸規程を整備し、平成28年2月および平成28年7月の組合会で、承認を得ております。

なお、「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」および「健保組合が保有する個人情報の利用目的の公表について」は、当健保組合のホームページ（下記参照）をご覧ください。

マイナンバーの運用・管理にあたっては万全を期してまいります。